

養育費支払の実情について

最高裁判所事務総局家庭局

養育費支払の実情調査の結果について

1 養育費について

養育費は、未成年の子の養育監護に必要な費用である。

夫婦が協議離婚する際には、養育費は、子の監護に必要な事項として、協議で定めることとされており、協議が調わないとき又は協議することができないときは家庭裁判所がこれを定めるものとされている（民法766条）。この規定は、裁判上の離婚についても準用されている（民法771条）。具体的には、養育費は、①夫婦が協議離婚する場合、協議によって定められ、②夫婦が協議離婚又は裁判離婚した場合にも、協議によって定められるが、これらについて、協議が調わないとき又は協議できないときは、家庭裁判所の調停手続でこれを決めることになる。調停が成立しない場合には、家事審判によって定められる（家事審判法9条1項乙類4号）。また、③夫婦が申し立てた家事調停において、離婚とともに養育費を取り決めることができるが、調停が成立しない場合には、地方裁判所の離婚訴訟において、養育費についても審理を求めることが可能、離婚とともに判決でその支払が命じられる（人事訴訟手続法15条）。

他方、別居中の夫婦においては、養育費は、婚姻から生ずる費用としてこれを分担することとなる（民法760条）。これについても協議によって定めることができるが、協議が調わないとき又は協議ができないときは、家庭裁判所の調停手続で決めることができる。調停が成立しない場合には、家事審判によって定められる（家事審判法9条1項乙類3号）。

なお、養育費は、子から親に対して、扶養料として請求することもできる（民法879条）。

養育費の支払を命ずる地方裁判所の判決並びに家庭裁判所の審判及び養育費の支払を合意した調停調書は、いずれも債務名義となり（民事執行法22条3号、7号）、これに基づき強制執行をすることができる。

また、家庭裁判所の審判や調停で定められた養育費の支払義務については、義務者に対して履行を促すように求めること（履行勧告）ができる（家事審判法15条の5），家庭裁判所は、相当と認めるときは、権利者の申立てにより、義務者に対し、相当の期限を定めて義務の履行を命ずること（履行命令）ができる（家事審判法15条の6）。なお、義務者が、この命令に正当な事由がなく従わないときは、10万円以下の過料に処される（家事審判法28条）。

2 実情調査の方法

本実情調査は、平成13年8月に、東京家庭裁判所及び大阪家庭裁判所の協力を得て、東京家庭裁判所（本庁）及び大阪家庭裁判所（本庁）において、平成12年1月から6月までの間に調停成立で終局した離婚調停事件のうち、養育費の取り決めがされたものを、各100件無作為に抽出し、権利者に対して返信用封書を同封した照会書を送付し、回答を求める方法で実施したものである（注）。

（注）平成12年1月から6月までの間に、調停成立で終局した事件のうち、離婚に伴い養育費の取り決めがされた事件は、東京家庭裁判所（本庁）が366件、大阪家庭裁判所（本庁）が270件である（なお、全国では、6248件である。）。

3 回答書の回収結果

照会書の送付をした200件のうち、回答を得たものが97件（回収率約48%）、回答を得られなかつたものが103件（うち権利者の転居先不明等で照会書が返送されたものが14件）である。

（注）本実情調査は、離婚調停事件のうち、離婚に伴い養育費の取り決めがされたものについて実施するものである。離婚に伴い養育費の取り決めがされたもの以外の離婚調停事件（離婚調停事件のうち、離婚に伴い養育費の取り決めがされたもの以外の離婚調停事件）については、本実情調査の対象外である。

1 養育費の内容（資料1）

- 定められた養育費の月額総額について見ると、4万円を超える5万円以下の22件で最も多く（全体の約23%）、次いで、2万円を超えて3万円以下の14件（全体の約16%）、5万円を超えて6万円以下が9件（全体の約10%）となっている。
なお、最多額のものは20万円であり、最も少額のものは3,000円であった。
- 定められた養育費の子1人当たりの月額について見ると、2万円を超える3万円以下の30件と最も多く（全体の約32%）、次いで、4万円を超えて5万円以下の25件（全体の約26%）、3万円を超えて4万円以下が16件（全体の約17%）となっている。なお、最多額のものは15万円であり、最も少額のものは1,500円であった。

2 養育費の支払状況（資料2）

- 養育費の支払状況について見ると、定められた額を「期限どおり全額受け取っている」が48件で最も多く（全体の50%）、次いで、「一部について受け取っている」が23件（全体の約24%）、「期限どおりではないが全額受け取っている」が19件（全体の約20%）となっており、「全く受け取っていない」が6件（全体の約6%）である。

- ・ 養育費の支払状況については、「期限どおり全額受け取っている」が半数を占めているが、調査対象は、平成12年1月から6月までに調停が成立した事件であり、取り決めから約1年ないし1年半の期間の経過後の履行の状況であることに留意する必要があろう。
- ・ 「期限どおりではないが全額受け取っている」と回答したものの中には請求等により履

行が確保されたものを含んでいる。また、「一部について受け取っている」と回答したものの中には、最初の数回のみ全額の支払があったが、その後になって支払がなくなったとするものも含んでいる。

3 期限どおり支払われない理由（資料3）

- 養育費が期限どおりに支払われない理由について見ると、「相手方にお金があるが、支払おうとはしない」が21件で最も多く、次いで「よく分からない」が11件であり、「相手方にお金がない」は5件であった。なお、「その他」は14件あり、その主な理由としては、相手方が失業中である、相手方が自分勝手で誠意がない、相手方に子供ができた、相手方が多忙であり忘れていると思う、相手方が死亡したなどが挙げられていた。

4 相手方が支払おうとしない理由（資料4）

- 「相手方にお金があるが、支払おうとしない」を選択した場合について、その理由を見ると、「嫌がらせだと思う」が13件で最も多く、次いで「養育費の定め方や額に不満があるからだと思う」が6件であった。なお、「その他」は10件あり、その主な内容は、支払う気持ちがなくなった、借金を返済中だから、義務の意識が薄い、忘れている、自分の欲しい物を優先しているなどが挙げられていた。

5 期限どおりに支払われないためにとった手段（資料5）

- 養育費が期限どおりに支払われない場合にとった手段を見ると、「相手方に連絡して支払うように要求した」が22件で最も多く、次いで「家庭

裁判所に履行勧告をしてもらった」が12件、「知人や身内に相談した」が11件となっている。なお、「弁護士に相談した」「家庭裁判所の窓口に相談した」がいずれも5件あった。「その他」は8件であるが、その主な内容は、これから家庭裁判所に連絡する、何もしていない、分かるような相手方でないので諦めたなどが挙げられていた。

6 家庭裁判所の窓口に相談した結果又は履行勧告をした結果（資料6）

- 家庭裁判所の窓口に相談した又は履行勧告をした結果について見ると、その結果、「相手方が支払うようになった」が5件（全体の約31%）、「相手方の態度に変化はない」が7件（全体の約44%）であった。「その他」は現在手続を準備しているなどであった。

7 家庭裁判所の窓口に相談しなかった理由（資料7）

- 家庭裁判所の窓口に相談しなかった理由としては、「相談することを考えたこともなかった」が4件、「相談しても無駄だと思った」が3件であった。「その他」は15件であるが、その主な内容は、相手方や弁護士に連絡をとろうと思った、相手方と相談しようと思った、とりあえず待ってみようと思った、次に支払われなから相談に行くなどが挙げられていた。

8 強制執行手続の利用状況（資料8）

- 相手方から養育費の支払いがない場合における強制執行手続の利用については、回答があったものすべてが強制執行手続を利用していないとして

いる。

9 強制執行手続を利用しない理由（資料9）

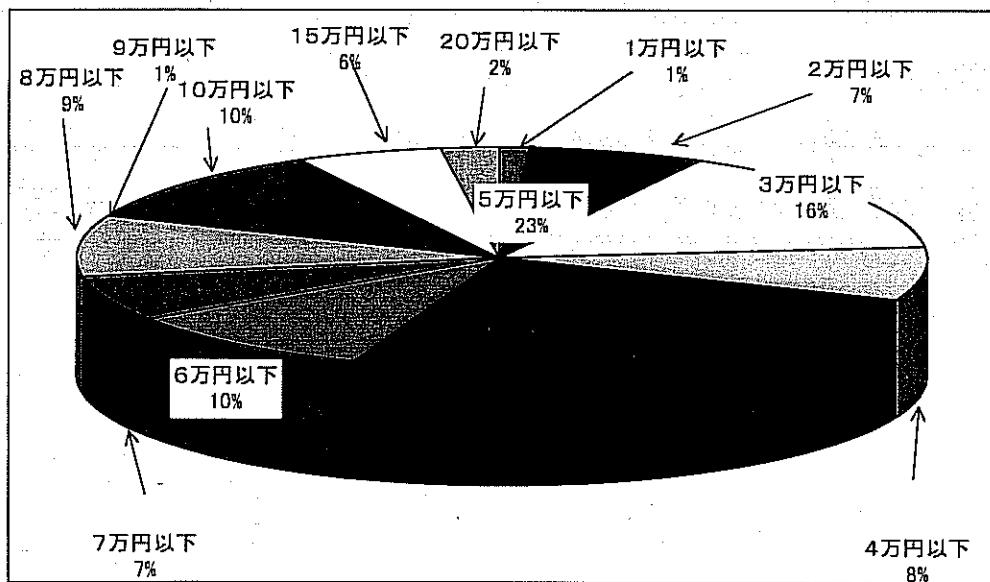
- 強制執行手続を利用しない理由については、「手続を知らなかつた」が10件で最も多く、次いで「費用がかかると思った」が9件、「手続をとっても無駄と思った」が7件であった。「その他」は26件であるが、その主な内容は、現在手續の準備をしている、ある程度未払分がたまないと強制執行は難しいといわれた、相手方に借金がある、相手方に子がいるので気が引けた、相手方が職を失う心配がある、相手方が逆上するおそれがあるなどが挙げられていた。

資料1
養育費の内容

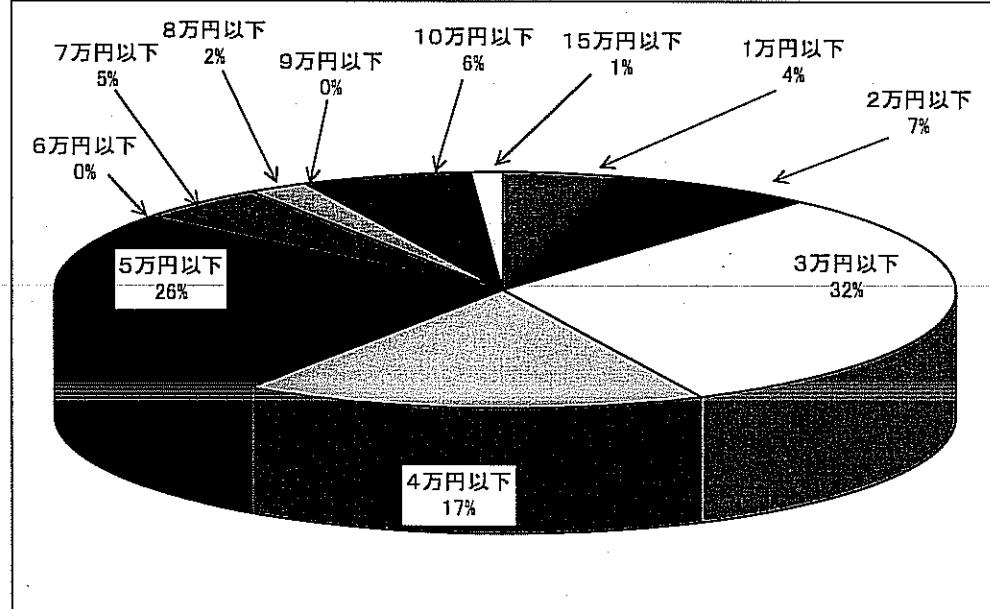
(月額総額)	(件)
1万円以下	1
1万円を超える2万円以下	6
2万円を超える3万円以下	14
3万円を超える4万円以下	7
4万円を超える5万円以下	22
5万円を超える6万円以下	9
6万円を超える7万円以下	6
7万円を超える8万円以下	8
8万円を超える9万円以下	1
9万円を超える10万円以下	9
10万円を超える15万円以下	5
15万円を超える20万円以下	2
計	90

(1人当たり月額)	(件)
1万円以下	4
1万円を超える2万円以下	7
2万円を超える3万円以下	30
3万円を超える4万円以下	16
4万円を超える5万円以下	25
5万円を超える6万円以下	0
6万円を超える7万円以下	5
7万円を超える8万円以下	2
8万円を超える9万円以下	0
9万円を超える10万円以下	6
10万円を超える15万円以下	1
計	96

(月額総額)

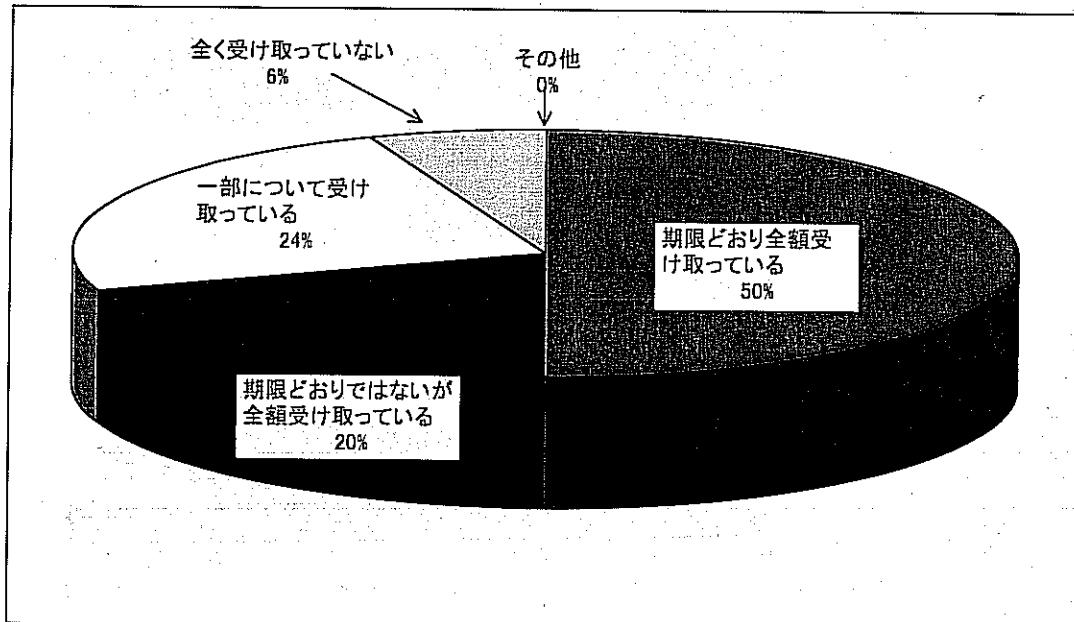


(1人当たり月額)



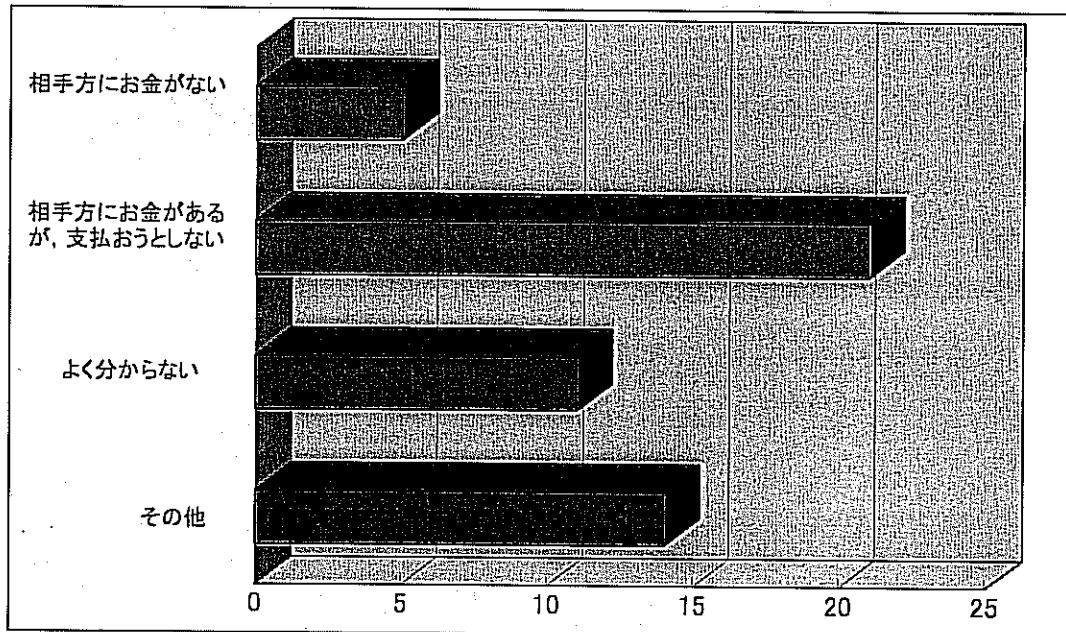
資料2
養育費の支払状況

	(件)
期限どおり全額受け取っている。	48
期限どおりではないが全額受け取っている。	19
一部について受け取っている。	23
全く受け取っていない。	6
その他	0
計	96



資料3
期限どおり支払われない理由 (複数回答可)

	(件)
相手方にお金がない。	5
相手方にお金があるが、支払おうとしない。	21
よく分からない。	11
その他	14
計	51

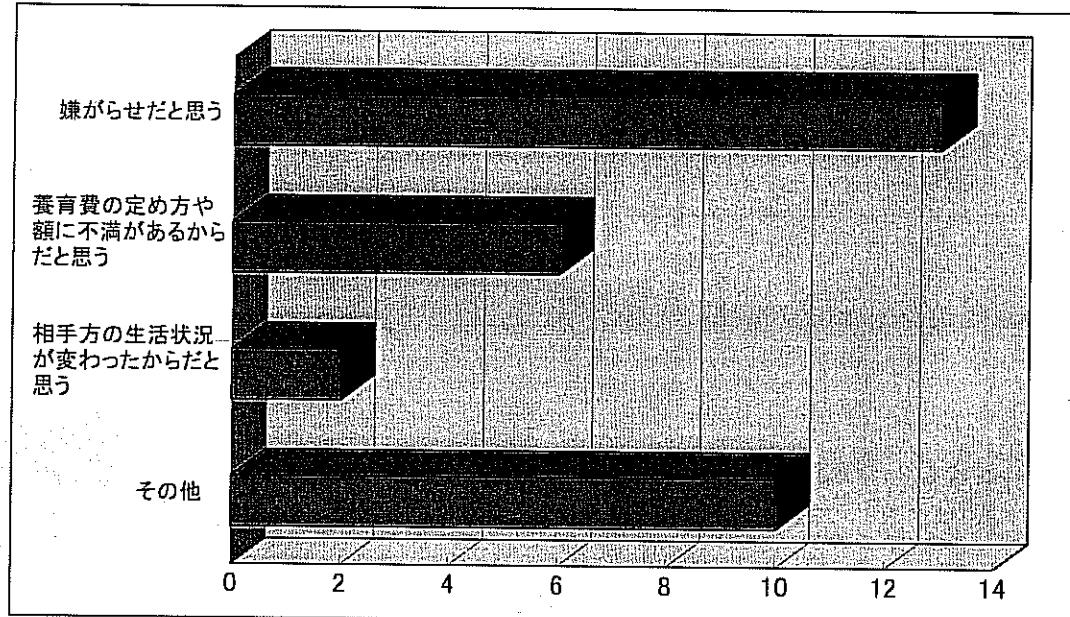


資料4

相手方が支払おうとしない理由(複数回答可)

(件)

嫌がらせだと思う。	13
養育費の定め方や額に不満があるからだと思う。	6
相手の生活状況が変わったからだと思う。	2
その他	10
計	31

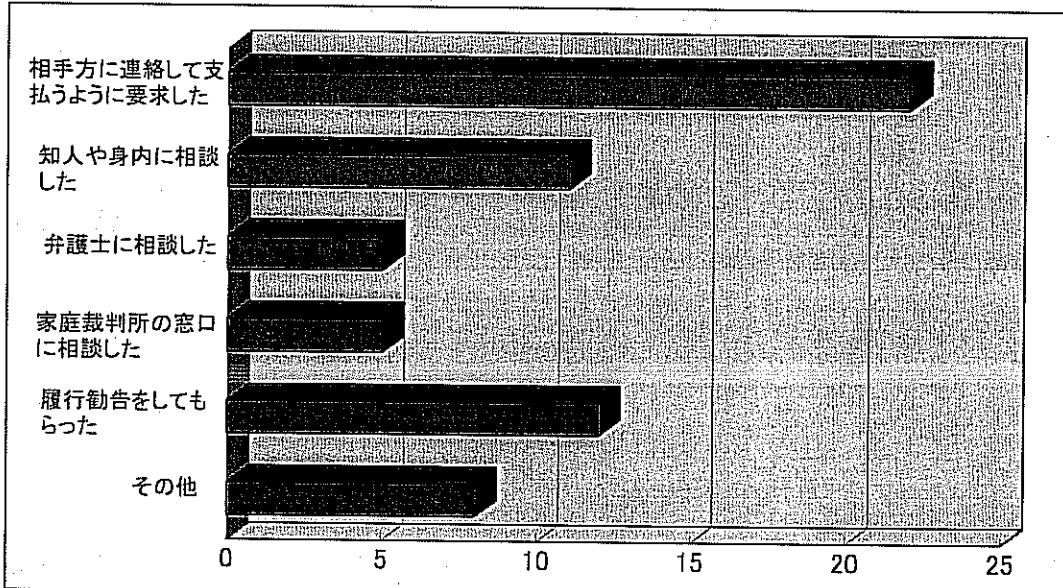


資料5

期限どおりに支払われないためにとった手段(複数回答可)

(件)

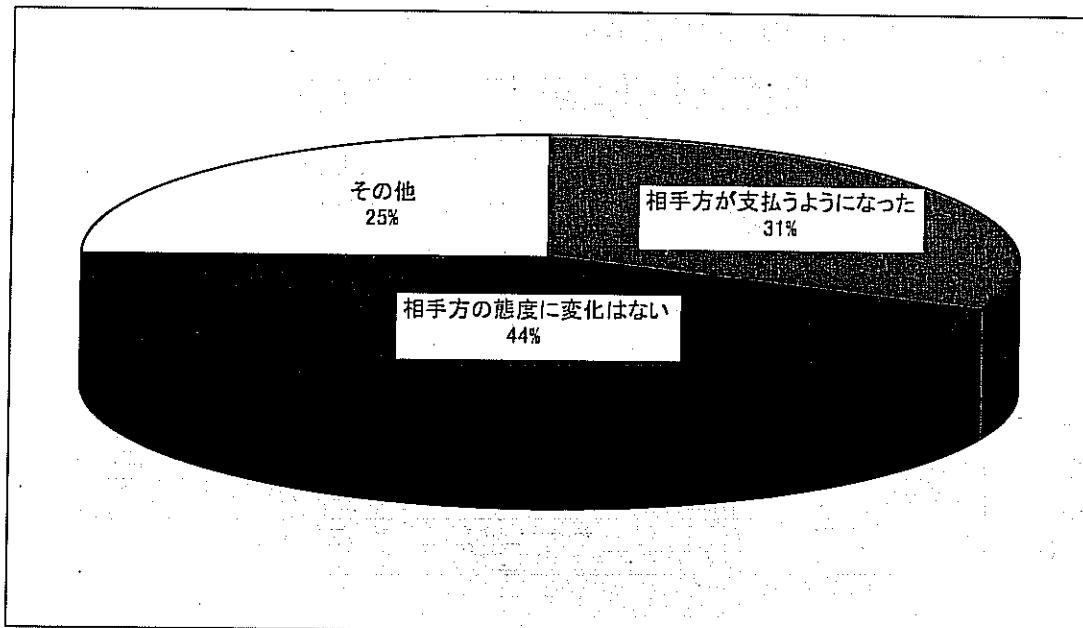
相手方に連絡して支払うように要求した。	22
知人や身内に相談した。	11
弁護士に相談した。	5
家庭裁判所の窓口に相談した。	5
履行勧告をしてもらった。	12
その他	8
計	63



資料 6

家庭裁判所の窓口に相談した結果又は履行勧告をした結果 (件)

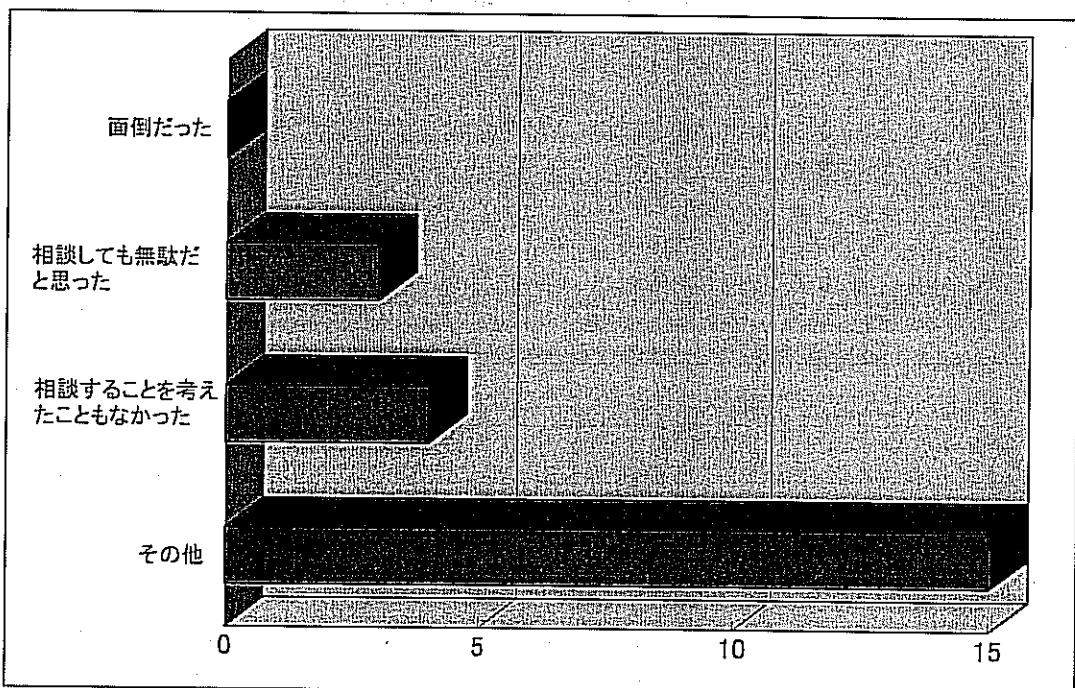
相手方が支払うようになった。	5
相手方の態度に変化はない。	7
その他	4
計	16



資料7

家庭裁判所の窓口に相談しなかった理由(複数回答可) (件)

面倒だった。	0
相談しても無駄だと思った。	3
相談することを考えたこともなかった。	4
その他	15
計	22



資料8
強制執行手続の利用状況 (件)

ある。	0
ない。	45
計	45

資料9
強制執行手続を利用しない理由(複数回答可)

	(件)
手続が面倒だと思った。	1
手続をとっても無駄だと思った。	7
手続を知らなかった。	10
費用がかかると思った。	9
その他	26
計	53

